

つつじが丘統一自治会

役員会議事録（第8回）

開催日 平成13年11月3日（土） 午後6:00～ 集会所

会計・単位副自治会長 午後5時45分

出席者 ◎印

- | | | | | | |
|-------------|---|---|--------------|---|---|
| ・ 統一自治会長 | ● | ◎ | ・ 体育振興担当 | ● | ◎ |
| ・ 統一自治副会長 | ● | | ・ ふれあいC管理担当 | ● | ◎ |
| (8丁目自治会長) | ● | ◎ | ・ 会計担当 | ● | ◎ |
| ・ 事務局長（副会長） | ● | ◎ | ・ 集会所管理担当 | ● | ◎ |
| ・ 役員会議長 | ● | ◎ | ・ 庶務担当 | ● | ◎ |
| ・ 1丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ 書記担当 | ● | ◎ |
| ・ 2丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ 育成会担当 | ● | ◎ |
| ・ 3丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ 広報室担当 | ● | ◎ |
| ・ 4丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ まちづくり協議会担当 | ● | ◎ |
| ・ 5丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ 環境委員長 | ● | ◎ |
| ・ 6丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ 防災委員長 | ● | ◎ |
| ・ 7丁目自治会長 | ● | ◎ | ・ 文体委員長 | ● | ◎ |
| | | | ・ 福祉委員長 | ● | ◎ |

開会挨拶 司会 ● 役員会議長

かねてから検討していただいております組織等諮問委員会の答申書が出ておりますのでこれについてまず説明をして頂いて質問会をさせて頂きたいと思っております。最初に●統一自治会長の挨拶をお願いいたします。

●統一自治会長挨拶

4月から諮問委員会が開催され約10回の会議の中で諮問案が答申されました。座長の●さんが今日仕事の都合で出席出来なくなり急きょ事務局の●さんに説明して頂く事になりました。よろしく願いいたします。

■ 諮問委員会座長代理（諮問委員会事務局）

今日は●さん(座長)の欠席の為代理出席させて頂きました、諮問委員会の事務局をやらせて頂いております。どうぞよろしくお願い申し上げます。では 答申書が出来上がりましたので 当然自治会規約(案)組織図の規約(案)も出来上がりました。合せてこれを統一自治会長●さんにお渡し致します。

●統一自治会長

ありがとうございました。

■ 諮問委員会座長代理

進め方はどの様にしたら良いでしょうか。

自治会長

皆様のお手元に今週の初めにお届けしましたので一読されていると思います。それぞれ問題点をお持ち頂いていると思います。全部読み上げると40分位かかります。

役員会議長

時間もないので重要なところの説明をお願いしたらどうでしょうか。

統一自治会長

それでは答申書のまとめ・ダイジェスト(P14から)の説明をして頂く事にします。

諮問委員会座長代理

それでは進めさせていただきます。

その前に統一自治会長さんからの諮問の内容を見て下さい。

4月22日に次のような文章で諮問を受けました。

- ・ 入居数の増加、全員の年齢構成、家族構成等の変化に対応出来る自治会活動全般の根本的な見直し。
- ・ 現行規約、行事、組織等にとらわれることなく、少子高齢化社会に対応可能な自治会のあり方。
- ・ 単位自治会の自主性を生かす連邦組織の可能性。
- ・ 少人数役員体制での効率的な組織形態。
- ・ 主催行事(まちづくり協議会主催を含む)の見直し。
- ・ 地域諸団体と自治会の関連性を明確にする組織。
- ・ 以上の諸事項を規約等に反映させるための規約改正。

これだけの内容について半年間急ピッチで審議して来ました。

昭和51年わずか43世帯で自治会を結成し発足いたしましたが、今日では1060余世帯団体の大団地になりました。現実として、65歳以上の年齢の方が現在では10%位ですがあと5年くらいたつと一気に15%を(昭和17年生位が多い為)突破します。自治会としては今の様な役員の数の体制では現実に機能しなくなるのではないか、その辺をどの様に簡素化していったら良いのかと同時に諸行事が昭和50年代の発足の行事のしくみがそのまま生きている。これは現実的に体力的にもたない。1060世帯の大団地になり 同好会、サークル活動も盛んに行われている現在あらためて、親睦というものを自治会が率先してやってくる行事が必要なのか出来るだけ高齢化にふさわしい様な身軽な行事、その為の組織をどの様に再構築していったら良いのかそんな思いで担当仕官をやらせて頂きました。

又、連邦制組織の可能性(P2を参照)をお読みになって「答申書まとめ ダイジェスト」P14を見て下さい。

1. 行事の扱い
2. 専門委員会について
3. 単位自治会の役員、委員体制
4. 行政関連組織の役職の扱い
5. 会計問題
6. 公的施設の管理運営

以上について説明

役員会議長

ありがとうございました。
規約の案の方をよろしくお願い致します。

■ 統一自治会長

統一自治会規約(案)のアンダーラインがしてある所が現行規約と違う所です。

■ 諮問委員座長代理
自治会規約(案)

第1章 総則

構成 第3条 (P 1)

会員 第5条 3

第2章 会員の権利及び義務

義務 第9条 4 (P 2)

第3章 総会

機能 第10条 6 (P 3)

第4章 機関役員・委員

任期 第20条 1 (P 5)

第6章 事務局及び福祉委員会

機能 第27条 2 福祉委員会 ②③④ (P 6)

第11章 各種団体

各種団体の育成第41条 1. 外郭団体① ② (P 9)
2. 任意団体

認可団体等 第43条

役員立候補なき場合の統一自治会役員の選出に関する自治会規約附則(案)

役員、委員、班長の被選出免責基準

第10条 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7

つつじが丘統一自治会職務分掌規定(案)

4 単位自治会長 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

(2) 外郭団体及び内政担当 ④ 福祉推進委員

以上説明させて頂きました。

役員議長

ありがとうございました。「答申書」「つつじが丘統一自治会規約(案)」を説明して頂きましたが、質問を兼ねて事務局長お願い致します。

事務局長

答申を受けて我々役員会はどうあるべきか最終的にこの役員会で検討する。1週間前に「答申書」「つつじが丘統一自治会規約(案)」をお届けしました。■さんのおられる所で質問をして頂けたらと思います。

役員会議長

それでは質問を受けます。

防災委員

現在の専門委員会の見直しについて単位副自治会長が担当を分担する事なんです
が企画 推進を担当し、実行部隊は別途選んで良いと言う事なんですね。

■ 諮問委員座長代理

説明します。■さんが今防災の委員長をされております。企画は委員長さんがされ
(役の分担等)役員会で了承されれば役員全体で実行すると言うことです。

事務局長

今はかなりの月日が過ぎているから(委員長として) 企画立案、推進と言われてすぐ
理解出来るが初めて役について専門的なことは何も知らなかった場合はたして出来るか
疑問。

■ 諮問委員座長代理

今まで8人いてこれからは一人か二人でやらなければならないかと思われるでし
ょうが、ところが過去8人はほとんど総入れ替えです(全員知らない)。確率的には何にも支
障はないはずです。

防災委員

マニュアルを残して下さいと■自治会長にも言われています。すでに定形化してい
る業務に関してはマニュアル通りに出来る。中身は違っていても進め方は同じだからと
思う。

■統一自治会長

専門部では8人で各部門長は各々の部門の企画・立案をし事務局全体で実行する。

役員会議長

福祉委員は福祉委員長を兼務すると言う事ですが二役になるのですか。

■統一自治会長

外郭部門です。

役員会議長

これは統一自治会の役員がやったらどうですか。

■統一自治会長

それはあとの話で 全体のこの組織論が良いかどうかを決めないと又この内容で行け
るかどうかを初めにきめて各論に入らないと。各論でおそらく修正をしなければなら
ない事があると思う。この辺を修正したい。この所を修正する事によって 外郭団体
との関係も明確になって、人員も削減出来る。ようするに30%の人員の削減になりま
す。この改正が良いのかどうか、各論は又役員会でしなければならないと思います。

役員会議議長

わからないのは、副自治会長が二人いる。意味がわからない。

統一自治会長

単位副自治会長の一人は(1丁目～8丁目まで8人)今までの(環境、防災、文体、広報)専門委員になる。あとの単位副自治会長の一人は今までの8部門(総務、集会所管理、会計、書記、ふれあいC管理、まちづくり、青少年、体育指導員社協推進)の役につく事になる。

諮問委員会座長代理

単位副自治会長の一人は、今まで通りもう一人は専門委員の替わりをやる事になるのです。

事務局長

- ・ 単位自治会で、役員が今までより二人ずつ減って行く事になるんですね。
- ・ 今の外郭団体を含めて、例えば福祉協議会とか色々あります。その会長、又責任者は統一自治会長が兼務する事になっているが、そうではなくて、全く別な考え方は出来ないでしょうか。(個人的な考えですが)

諮問委員会座長代理

統一自治会長が兼務すると言う事は組織論上はすっきりして良いと思う。事務局長の質問は統一自治会長以外で体育振、社協の支部長を兼務して頂いたらどうかという質問ですね。

事務局長

兼務と言うか専任ですが。

諮問委員会座長代理

それはその時の統一自治会長の又、役員会・単位自治会長さんの考え方次第ですが、便宜的に統一自治会長に全部集中させておくと話は簡単ですが、事務局長が言われた様にすると分散させるという意味ではいいです。ただ全体の長に相談にすれば良いが、役所等へ行って、瞬間の判断をしなければならぬ時にはたして機能的に出来るかどうかと言う問題もあります。どちらにしても、それぞれ市の出先機関の長を統一自治会長以外でやって頂いてもいいし、統一自治会長兼務でもどちらでもかまいません。実際に決める時は融通のきく様な取り決めにしておいたらどうでしょうか。(書の文章の中で)

統一自治会長

ただ人選がスムーズにいくかどうか心配です。民生委員の問題でも、社協の支部長をお願いするにもはたしてうまく選べるかどうか、私の経験からして社協の支部長会議は統一自治会長の(連合自治会長の会合)会合と重なっている為、わざわざその場に出て来ることはない。社協のやっている事は(自治会で)社協の集金です。募金のある時だけ集められる社協の支部長も一緒に出席します。

事務局長

今までの決め方が透明性がなかった。例えば民生委員はどうして選んだのか役員会は関与していない。推選的なことはあったとしてもわからない。その様な事で今後統一

自治会長はいやだと言われる事があるかも知れない。両面あるのでそういう事でお聞きしました。

■ 諮問委員会座長代理

融通のきく様に直して頂いた方が良いと思います。独断と偏見で走り出されるような方でも困るので。

統一自治会長

社協の支部長と体育振興の会長は隔年で交替です。(つつじが丘と松が丘)連合自治会長を受けなかった方が逆をする事になっています。私は今年は社協の支部長も体育振興の会長もやっておりません。

役員会議

この組織図は理解して頂けたでしょうか。

3丁目自治会長

今までは各専門部門の(環境、防災、文化体育、福祉、広報)委員長さんがいて単位自治会の役員の方がおられた。今後役員会で決まった事を単位自治会へ持ち帰る形になるのですが、運営していく裁量とかは副会長さんがそれをして行く事になる。そうして、組織を作る事になるのですが、今までより情報が下まわる事はないでしょうか。

統一自治会長

なりたいと思います。運営の仕方次第です。運営の仕方についてはマニュアル作りの話もあります。組織としては今よりも民主的になります。

6丁目自治会長

確認なんですけど運営方法について事務局長会議をその意味でたんぼする様な答申案になっていましたが、各専門委員会でやっていた事はこの専門部が出来る事によって、事務局会議で企画、立案し決定し役員会に送り決定し承認を得る流れで良いのですか。

統一自治会長

そうです。まち協がそうなっています。

役員会議長

企画、立案の原案は各部門委員が作成です。

統一自治会長

原案は二人で専門部門の8人で検討して事務局長会議にかけ決定し役員会に送る形です。

■ 諮問委員会座長代理

役員選出基準の中で高齢者と漠然とした表現しかないがもう少し71歳とか75歳とか言われた人がいる。それに対してけんけんがくがく(喧喧譁譁)もつとなかったかとの■さんの質問ですが、けんけんがくがくまでも行かないまでも多少の議論はありましたが、71歳でも75歳でも元気な方はおられる為それは各単位自治会の配慮に任せる事にしました。

事務局長

規約の6条の最後の7 この中で政治及び宗教に関する…… この政治という言葉は自治会としてどうしてもなってほしい(市議員・市長)方、今現在 ■さんがおられますが、仮に誰れもいなかった場合常にそんな人があってしかるべきだと思うので、政治という言葉削除するわけには行きませんか。

統一自治会長

自治会の事業として政治をやる事はあり得ません。宗教もそうです。

■ 諮問委員座長代理

私流に答えさせていただきますと、自治会は政治を利用しても良いが、ただし政治が自治会を利用してはいけない。これが大原則です。行政とのからみで、場合によっては政治的な力がある場合がある。そんな場合は地元に議員がいれば役に立ちます。

役員会議長

規約のP4職務第18条の1統一自治会長は本会を代表……単位自治会長を兼務すると言う事は、どういう事ですか、兼務すると言うのを削除すれば良いと思う。単位自治会長を単独に別の職務にしたら良い。

統一自治会長

市の組織がそうなんです。単位自治会長の中から統一自治会長を選べと言う事になっている。

市と話はしてあるが聞いてくれないのです。

4丁目自治会長

専門部門を単位副自治会長が兼務している。今まで専門委員会の中でした事は単位副自治会長が全部分かって来ると思うんですが。事務局会議は組織図の右側の方が全部集まるんですね。

統一自治会長

そうです。事務局会議は必要に応じてと言う事になると思います。

3丁目自治会長

少子高齢化の離れている私達の年代は働いている職場がきびしくなった現在、平日に休みをとって役をなされておられる方もあります。今後変わる組織は現役の人にあまり負担にならない様にして頂きたい。会長などの人選は居住年数が多く役員のカリヤのある方がいいと思う。

今の高齢者は元気でゆとりの(時間的)ある方が多い。これからは自分達で福祉を作り上げる支点も必要だと思う。

統一自治会長

今 ■さんが言われた高齢化の事、誠にその通りです。そうなってほしい。ゆとりあるご高齢の方が自治会を率先してやってほしいと思う。役員をきっちりしないと自治会の質が必ず落ちます。

他の地区の自治会は代子の総代が自治会長をやっている。そう言う組織なんです。だから市の言われる通りにしている。つつじが丘の様な自治会は市の言われる通りに

しない。質を落としてその通りにするのか、あるいはこの町を良くする為にするのかどっちかです。

防災委員長

規約 20 条 1. 機関役員…… の任期 3 年と言うのは通算 3 年ですか。

■ 諮問委員会座長代理

そうです。連続 3 年です。

役員会議長

規約第 8 章会計 35 条に単位自治会の会計も明確にすると言う事が入っていないが検討されたのでしょうか。

■ 諮問委員会座長代理

そうですね。単位自治会の会計も明記した方が親切ですね。

防災委員長 ■■■

組織図の専門部門の人数が防災部門 3 人広報部門 1 人あとは 2 人ですが、すべて 2 人にしたらどうでしょうか。

役員会議長

それは又役員会で検討して決めて行く事にしましょう。

質問会は以上で終わります。■■■さん、長い間ありがとうございました。

ここで ■■ 諮問委員退場 午後 8 時 20 分

午後 8 時 30 分役員会開催

司会 役員会議長

1. 第 7 回役員会議事録の確認

2. 専門委員会 各委員長

1) 環境委員会 秋の市民清掃について

先日 7 丁目のゴミステーションに自動車の部品のバネの様なものが出ておりました。7 丁目に回覧をしたがわからなかった為 市に回収して頂きました。又 こんな事があれば又回覧しなければと思っております。

■■■統一自治会長

明日の市民清掃ですが、各単位自治会長さんの方へ朝中止なら中止で電話を入れます。

2) 防災委員会

明日の防災訓練については晴れなら決行です。10 月の夜間路上駐車状況を調査致しました。結果は 25%で、少しずつ減っているが、大きな変化はありません。

のぼりは 18 本メイン道路にたてました。

- ・ 街路灯の増設の申請ですが電柱につけてほしい 11 件、電柱はないけど暗いから付けてほしい 1 丁目の山のすその所です。お願いしておきました。電柱に付いてはほぼついております。
- ・ 消火器の幹旋は新規買い入れが 12 件、詰め替えが 10 件、交換が 24 件です。
- ・ 消火ホースの箱の修理は 10 万円の予算の残りがありますので その範囲内でしたいと思います。

■ 広報委員

遠い所の駐車場を借りて置いていると窃盗が多いと聞きます。駐車違反を問う前にそちらの方の見廻りをしてほしいと思う。

役員会議長

警察にこんな被害があったことを届けたらと思う。しかるべき対処をお願いします。

文体委員長

今月(11月3日)市民展の準備をして午後から開きました。作品も、かなりハイレベルで見ごたえのあるものばかりです。

福祉委員会

確認事項ですが、住民票は他にあつてご子息の住まいであるつつじが丘に週に何度か来られる為、ボランティアハウスを利用したい方がおられるそうです。(2, 3人)。基本的に運営費を市の方から(各務原)受けている為、主旨としておかしいのではと思う。いかがなものでしょうか。

役員会議長

これは統一自治会長に調べて頂きます。

福祉委員会

もう 1 点ですが、規約改正の役員の事ですが、役員選出の場合、福祉委員に専任される場合、ボランティアハウスに担当しなければならない。現在は月に一度(二人ずつ)です。平日の仕事ですので、小さい子供さん連れだと時間が長い為無理です。来年度の人選の場合は、平日の時間に余裕のとれる方を選んでほしいと思います。

役員会議長

環境委員会さん、毎年秋に犬のしつけ講習があつたはずですが、今年はやらないのですか。

環境委員会

委員会で話し合いはしたんですが、本当は犬や猫の糞とかの迷惑になるような事を指導して欲しいのに、犬の好きな方のしつけの事で、少し主旨が違ふ為 あまり効果がない、と判断しております。必要なのでしょうか。

■ 統一自治会長

環境委員会で開催する必要がないと判断されればそれで良いのではないのでしょうか。

役員会議長

総会等で質問が出るかも知れませんが。

3. 事務局関連 各事務局担当

(1) 体育振興担当

- ・ ペタンクの交流会ということで各単位自治会長さんに回覧をお願いしました。11月11日午前9時から八木山小学校であります。なかなか出て頂けないので暇のある方皆さんに声をかけて見て下さい。

(2) ふれあいC管理運営担当

- ・ ふれあいセンターの車両進入止めロープを蛍光色のに変えました。きつかったので前より少し長めにしました。
- ・ 第2回 管理運営委員会を12月2日午前10時～12時に(ふれあいセンターの利用団体の方にも参加して頂けます)開催致します。

(3) 会計担当

お手元に配布しました9月末までの自治会費予算表を見ておいて下さい。
(収入と支出)9月末に市からの助成金が入っています。

(4) 集金管理担当

特になし。

(5) 庶務担当

第2回備品の数の調査を11月末日にします(土・日)

第1回は5月にしました。使用してこわれているのがありましたら知らせて下さい。

(6) 書記担当

特になし

(7) 育成会(市)担当

特になし

(8) 広報室担当

第3回目のタイムズつつじが丘を発行の為、市民運動会、市民清掃、市民展の写真を撮らせて頂きました。又、防災等の取材もさせて頂きたいと思います。

(9) まちづくり協議会担当

市民大運動会について

今年はプロジェクトチームを作りました。それにもとずいて行いました。

今年は午前中でしたのでそれなりの効果はありました。充実した運動会だったと思います。

4. 事務局長

特にありません。

5. 統一自治会長

(1) 行政関連について

資料参照

(2) その他

- ★ ・ 八木山の「自然との共生」についての「諮問委員会」公募のご案内…
資料参照

申し込み締め切り 平成13年11月30日

- ・ PTAの回覧物を単位自治会長さんにお渡ししました。
- ★ ・ ふれあいCの入り口の階段に反射板を取り付けます。12,000円です。
ご承認ください。よろしく申し上げます。2本買いました。

- ★ ・ 10月20日に諮問委員会の慰労会をされました。
それにご苦勞様という事で10,000円の補助をしたいと思ひます。
ご承認をお願い致します。

役員会議長

以上三点の承認を頂きたいのですが、皆さん異議ありませんか。

一同

異議なし。

6. 各自治会長 検討連絡事項等について

6丁目自治会長

- ・ 歩道の破損関係ですが、国道の信号に出る手前の歩道が両側が高くなって、デコボコが出来ていて、歩きにくい。
共有の生活道路の破損の補修をお願いします。
- ・ 諮問委員会の班長代表の説明会に対する位置付けを教えてください。
(11月24日が予定されている)

統一自治会長

- ・ 歩道については市に相談します。
- ・ 諮問委員会の答申書等 班代表の説明会は単位自治会における役員体制が異なって来る。今まで6人選んでいたのが4人になる。この4人を決めて欲しいと言う事です。位置付けとしては、班代表者会議で決定できるものではないので、総会で決定されます。来年の役員体制をその為に作っておかなければならない。

3丁目自治会長

諮問委員会の件で統一自治会として説明の書類は用意されるのですか。

統一自治会長

必要があれば用意します。準備しておきます。今日の役員会でまだ答申書が承認されておりませんので、臨時役員会を開催して 班代表者会議にのぞみたい。

次回役員会等について

- (1) 11月3, 4日(土, 日) 市民展
- (2) 11月4日 (日) 「秋の市民清掃」「秋の防災訓練」
- (3) 11月24日 (土) 臨時役員会 午後7時
- (4) 12月1日 (土) 班代表者会議 午後7時

★印は決定・検討事項。